

## 別紙1

# 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

### 凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<b>開示対象特別目的会社の注記</b>	
	改正前財務諸表等規則第8条第7項の規定に基づき、連結の範囲に含めていなかった特別目的会社を、改正財務諸表等規則第8条第7項の規定に基づき、初めて連結の範囲に含めたとき（「適用初年度」という。）は、前期の連結財務諸表に記載された開示対象特別目的会社に関する注記がされないことが考えられる。しかし、比較可能性の観点から、適用初年度において、当該注記が開示される必要があると考えられ、その旨を改正財務諸表等規則等の附則に規定する必要がある。	左記のケースは、会計方針の変更に該当するため、会計方針の変更の内容等が記載されることになり、その中で必要に応じて前期に係る事項の記載が行われるものと考えられます。